

【返戻金制度について】

当社が紹介した求職者が、入社後一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、求人者が当社に対して退職後14日以内に求職者による退職の写しを送付し返金を請求した場合、当社は求人者に対して以下に定める対価を返金する。この場合、求人者の依頼があれば、当社は引続き誠意をもって別の人材の紹介を行う。

① 1カ月未満で退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の80%に相当する額

② 3カ月未満で退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の50%に相当する額

③ 3カ月超6カ月以内退職した場合

求人者が当社に支払った人材紹介料の15%に相当する額

許可番号 27-ユ-304238

事業所名 株式会社ホリデー

住所 大阪府大阪市浪速区湊町1-4-1 OCATビル6階
